鳥取市テニス場

改正後

鳥取市千代テニス場利用料金

区分	利用料金（1 面 1 時間につき）
一般	200 円
小学生、中学生、高齢者	100 円
障害者等	無料

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。
3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
4　日曜日、土曜日及び祝日に 小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

改正前

鳥取市千代テニス場利用料金

区分			利用料金(1 時間につき)
個人使用	小学生、中学生、高校生	日曜日、土曜日及び祝日	無料
		上記以外の日	180 円
	高齢者等		無料
1 面専用	一般	利用者の半数以上が高齢者等である場合	無料
		上記以外の場合	180 円

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1)　70 歳以上の者
(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
(3)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者

改正後

鳥取市城北テニス場利用料金

区分	利用料金（1 面 1 時間につき）
一般	200 円
小学生、中学生、高齢者	100 円
障害者等	無料

備考

1　1 時間未満は、1 時間とする。

2　照明設備の利用料金は、1 面 1 時間につき 300 円で計算して得た額とする。

3　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。

4　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

5　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

改正前

鳥取市城北テニス場利用料金

区分			利用料金(1 時間につき)
個人使用	小学生、中学生、高校生	日曜日、土曜日及び祝日	無料
		上記以外の日	180 円
	高齢者等		無料
1 面専用	一般	利用者の半数以上が高齢者等である場合	無料
		上記以外の場合	180 円

備考

1　1 時間未満は、1 時間とする。

2　夜間照明設備の利用料金は、1 面 1 時間につき 315 円で計算して得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

3　「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　70 歳以上の者

(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

(3)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者

改正後

国府町テニス場・河原町総合運動場テニスコート使用料

区分	金額（1 面 1 時間につき）
一般	200 円
小学生、中学生、高齢者	100 円
障害者等	無料

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。
3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

改正前

国府町テニス場使用料

区分＼時間		午前 8 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午前 8 時～午後 5 時
1 面専用		1,570 円	1,570 円	3,150 円
	1 時間を単位として使用する場合	1 時間につき 420 円		

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　市民が使用する場合の使用料は、無料とする。

河原町総合運動場テニスコート使用料

区分＼時間	午前 9 時～午後 10 時
1 面専用	1 時間につき 250 円

備考
1　1 時間未満は 1 時間とする。
2　市民が使用する場合の使用料は、無料とする。

改正後

福部町テニスコート・青谷町グラウンドテニスコート使用料

区分	金額（1 面 1 時間につき）
一般	200 円
小学生、中学生、高齢者	100 円
障害者等	無料

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　照明設備の利用料金は、1 面 1 時間につき 300 円で計算して得た額とする。
3　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。
4　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
5　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

改正前

福部町テニスコート使用料

区分＼時間			午前 8 時 30 分～午後 5 時
1 面専用	市民又は市内に事務所を有する団体	入場料を徴収しない場合	無料
		入場料を徴収する場合	1 時間につき 1,260 円
	上記以外	入場料を徴収しない場合	1 時間につき 940 円
		入場料を徴収する場合	1 時間につき 1,890 円
個人使用	市民		無料
	上記以外	幼児、小学生、中学生	1 時間につき 60 円
		高校生	1 時間につき 70 円
		一般	1 時間につき 90 円

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　「幼児」とは、3 歳から小学校就学前までの者をいう。

鳥取市青谷町グラウンドテニスコート使用料

区分＼時間	午前 9 時～午

			後 10 時
1 面専用	市民	夜間照明を利用しない場合	無料
		夜間照明を利用する場合	1 時間につき 200 円
	上記以外	夜間照明を利用しない場合	1 時間につき 200 円
		夜間照明を利用する場合	1 時間につき 400 円
備考　1 時間未満は、1 時間とする。			

改正後

気高町龍見台テニスコート使用料

区分	金額（1 面 1 時間につき）
一般	400 円
小学生、中学生、高齢者	200 円
障害者等	無料

改正前

鳥取市気高町龍見台テニスコート使用料

区分＼時間			午前 8 時 30 分～午後 7 時 30 分
1 面専用	入場料を徴収しない場合		1 回につき 300 円
		1 時間を単位として使用する場合	1 時間につき 100 円
	入場料を徴収する場合		1 回につき 600 円
		1 時間を単位として使用する場合	1 時間につき 200 円
備考 1　1 時間未満は、1 時間とする。 2　「1 回」とは、4 時間以内の使用とする。 3　市民が使用する場合の使用料は、無料とする。			

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。